

〈論 説〉

## 西アジアの農業制度と割替え慣行

——ムシャーについて——

後 藤 晃

### 目 次

はじめに

#### 一、東アラブにおけるムシャーとその歴史の変容

- (一) ムシャーの概念
- (二) 共同体所有のムシャー
- (三) 持分所有のムシャー
- (四) ムシャー村における農耕方式
- (五) ムシャーの歴史的契機
- (六) 土地政策とムシャー

#### 二、イランにおける地主制の展開とムシャー

- (一) マルヴダント地方の農業制度とムシャー
- (二) 村落共同体
- (三) 地主経営におけるムシャー

おわりに

### はじめに

19世紀半ばから20世紀半ばにかけてのほぼ一世紀は、西アジアにとって「西欧の衝撃」が地域社会を大きく変えた時代であった。産業資本を確立した西欧による「開国」の圧力は西アジアに自由貿易を強制し、国際分業体制の下で農業部門を世界市場に組み込み、旧帝国の経済システムのもつ機能を喪失させた。旧システムでは、農業余剰は中央に集積され官僚機構を再生産する帝国の経済的基礎をなしていたために、租税は物納を原則として農産物価格は管理され、農産物流通をめぐる商業活動は政策的に厳しく抑制されていた。このため

農業社会は、余剰の収奪部分として中央の商品経済から切り離され、官僚的支配と封建的かつ部族的諸制度のもとで基本的にはアウタルキーの閉鎖状態に押し止められていた。この農業社会に「開国」が及ぼした影響はきわめて大きく、不平等条約は経済活動に対する諸規制の廃止を、貿易の発展は農産物の市場の形成を意味したから、村は商品生産の場に組み替えられて農業経済の全般的な展開をみることになった。

外的インパクトは地方に新たな社会構成を生み出す契機ともなった。本稿で対象とする東アラブ（シリア、パレスチナ、ヨルダン、イラク）とイランでみると、「開国」以前の農業社会は、中央の官僚機構と地方の封建勢力の重層的支配のもとにおかれていたが、商業的農業の発展を契機にして封建的な勢力は農産物の商品化に利益を求める地主に姿を変え商人もまた土地を集積し、分益制による地主・小作関係が主要な生産関係として現われはじめた。また、封建勢力が不在の地方では小農的村落が成立していたが、ここでも商人による金融的支配が強められたことで土地集積が進み地主制が登場した。これを地域ごとにみると、多様な変容過程をたどりながらも、イランやイラクでは部族長や旧領主層の地主化や都市上層による土地取得によって村をまるごと所有する新興地主が農村地帯を被い、アナトリアでは商人の金融的支配が強まるなかで農民層の全般的窮乏化が進行し、またシリアやパレスチナではこの双方の現象がみられたのである。こうした農業社会の変容と新たな社会層の登場は旧帝国の経済システムを崩す作用をなしたため、旧帝国政府にとっては近代化による新たなシステムの編成を迫られることになった。そして、この近代化の政策は農業社会の変容をさらに加速させるという相互作用を果たした。

それでは、世界市場に包摂されたことによって農業社会に登場した新たな社会構成は、社会経済史の枠組においてどう理解すべきなのか。ウォーラスティンは世界資本主義の周辺部において成立したのは資本主義の周辺部的形態であるとし、農業社会に生まれた地主制は資本主義の農業制度であり地主・小作関係は資本主義的な労働組織の一形態に過ぎないと述べている〔ウォーラスティン、1974、124-132ページ〕。筆者はこれを否定するものではない。しかし、この世

界システム論では資本主義の中心部が包み込んだところは固有の歴史を抱えた地域ではなく没個性的な単なる周辺に過ぎず、西アジアにおける社会変容のプロセスを実証的にたどると資本主義的な社会構成とは必ずしもいえない過渡的な形態に出会うのである。そして、この一つが共同体の問題である。共同体と商品という対立概念から農業社会を眺めると、資本主義の包摂が共同体を解体するまでにはかなりの時間を要し、この過程に過渡的な形態の存在を想定することが歴史認識の上でどうしても必要となる。19世紀後半から20世紀半ばにかけての時代に、村落共同体や部族共同体がどのような変容の過程をたどったか、地主制の発展が村をどのように包み込みこれを編成していったのか。本稿では村落に視点を据え、共同体を特徴づける定期的な割替え慣行のもつ機能の変化をたどりながら検討を試みるものである。

## 一、東アラブにおけるムシャーとその歴史的変容

### (一) ムシャーの概念

土地や動産を個人が排他的に所有するのではなく複数の人間が共同でまたは持分で共有する所有の形態をアラビア語で〈ムシャー musha'a〉という。農民数人が資金をもち寄りトラクターを購入して共同で利用し余暇利用で賃耕業に使用して利益を持分で配分する。また、相続に際し相続権をもつ複数の者が農地を共有し、農業の従事者が非従事者にその持分に相当する地代を支払う。これらの形態もムシャーに相当する。しかし、土地制度においてムシャーの用語が使われる時には共通のコンセプトが必ずしもあるとは言えない。

イラン社会史のオーソリティーであるラムトンは「非分割の持分による共有」という定義を与え、農地改革まで長期にイランの農業社会を被っていた大土地所有制における所有の一形態にムシャーという用語を当てた [Lambton, 1969, p. 101]。大土地所有制下のイランでは、土地が複数の相続人によって相続される際、土地を分割せずに持分を分けて相続することが多くみられたが、この場合、複数の相続人が共有しそれぞれが全体に対する持分を所有し、しかもこの持分が譲渡可能な私的な権利であるような形態を、排他的な私的所有の形

態〈マフルーズ *mafruz*〉と区別してムシャーとした。

一方、ヨルダンで農村調査を実施した社会人類学者のアントンは、調査村の土地制度史を検討する中で、土地が「譲渡されることなく村によって所有され、住民の間で毎年または隔年で再配分される慣習をもつ共同体所有の制度」、つまり村の土地が部族ないし氏族の共同体に帰属し、共同体の成員であることによって土地の利用権が保証されるような所有の形態をムシャーとした [Antoun, 1969, pp. 20-22]。東アラブ地方には、20世紀の前半に遊牧民の定住村や部族・氏族の共同体的関係を強く残した村でこの形態が残っていた。

また、20世紀前半期にパレスチナの農業制度を研究したグラノットは「(東アラブ地方の)土地所有には二つの形態がある。一つは個人による永続的な分割地所有であり、もう一つは土地が家族(大家族)、氏族(*hamula*)にまとまる家族の集合、また村の住民全体のいずれかによって分割されずに共同で所有されるムシャーの形態である」 [Granott, 1952, p. 174] と述べており、ムシャーを分割地的所有の対概念とした点で前二者と同じである。しかし、彼にとっては個人の所有権は特別の地片に固定されず、耕地が成員の間で定期的に再配分されることが重要な要件であった。20世紀前半期には共同体所有は持分所有による共有の形態に徐々に変わりつつあったが、耕作地を割替える制度は部族共同体から分割地所有への過渡期に登場する多様な農業制度における共同体所有の遺制であるとしてこれをムシャーとしたのである [Granott, 1952, p. 213]。彼にとっては土地所有関係そのものよりも割替え制度がムシャーの基本的内容をなしていた。19世紀後半以降、政府によって土地の登記が実施されこの過程で大土地所有制の発展をみるが、農民が小作農化した村でも共同体としての社会関係を残し割替えが慣行化している場合にはこれをムシャーに含めたのである [Granott, 1952, p. 180]。ラムトンとアントンにとって、共同体所有か共有かの違いはあるもののいずれも土地所有関係をとらえた概念であったのに対して、グラノットにとっては、過渡期にみられた農業制度における共同体の遺制としての割替え慣行がムシャーであった。

このように、グラノットがムシャーを広義に解釈したのには理由があった。



彼が研究の対象とした東アラブでは、19世紀半ばから20世紀前半にかけてオスマントルコ政府と英仏の委任統治政府によって農地の登記が進められた。実際の登記作業では部族長や領主的な地方の有力者の名義で権利の設定が行なわれることが多くこのことが大土地所有制を発展させる主要な原因となったのだが、一方で耕作農民に利用地の権利を登記しようとする努力も払われた。しかし、耕作地の登記は割替えを廃止し分割地所有の農民を創設することを意味し、伝統的な慣行に固執し登記の名義人が徴税や徴兵の対象となるのを恐れたことで農民の反発を招いた。また、土地を測量して農民に耕地を分割する作業を行なう組織的力量を政府がもたなかったために、登記作業は多くの困難に遭遇した。登記作業の実施に際して定期的な割替え慣行の存在が直面した大きな問題であったのである。委任統治期にパレスチナで土地権利の設定に従事した土地設定委員会が、ムシャーを「村落の土地を利用する農民が個別の分割地を所有せず定期的な割替えで利用地が決まり、共同体的な強い耕地規制のある土地制度」と規定したのも現実の政策実行と関連してのことであった [Report, 1926, p. 52]。グラノットが所有の形態ではなく割替え慣行をもってムシャーとしたのも同様の理由からであった。

本稿では定期的割替え制をもつ農業制度をムシャーとするグラノットの規定を適用する。しかし、割替え慣行は、西アジアでは共同体所有の遺制としての農業制度にのみみられた訳ではない。後に詳しく述べるように、20世紀の地主制の展開期にイランでみられた割替え慣行は地主経営の労働組織のシステムとしての性格をもっていた。部族や氏族などの共同体の成員であることが耕地の被配分の権利要件をなし割替えは成員の実質的な平等を維持する農業制度である場合もあり、持分が私的な権利であり不均質な村の耕地の利用に際して持分の質的な平等を維持する目的で割替えが行なわれる場合もあった。また、土地に対する小作農の権利が強まり永小作権が発生することを抑える手段として地主によって採用されることもあったのである。したがって、土地の権利関係を明確にする必要がある時には、〈共同体所有のムシャー〉、〈持分所有のムシャー〉、〈地主制下のムシャー〉という言い方で区別することにする。

## (二) 共同体所有のムシャー

〈共同体所有のムシャー〉に関しては1930年代から60年代にかけて調査された若干の研究があるのでこれをよりどころに検討を試みる。この形態のムシャーはかつて乾燥・半乾燥地帯の部族社会に広範に存在していたと想定されるが、20世紀半ばには農業の限界地のとくに部族的関係を強く残した地方にわずかにみられただけでほとんど消滅していた。シリアでは、乾燥・半乾燥地のベドウィン遊牧民の定住村の中でとくに貧しい村で残っていたに過ぎないといわれており、その一つがウォリナーによって紹介されている [Warriner, 1966, pp. 74-75]。これによると、排他的な私的所有は存在せず、村の土地は部族に属し、下位集団である氏族に平等の原則で割り当てられ、氏族の割当地はさらにその成員の間で分けられた。そして、氏族間、氏族の成員間で定期的な割替えが慣行となっていた。共同体の成員は等しく土地を配分され、家族に属する男子のうち村に居住する者の数で土地を割ることが揺るぎない原則となっていた。したがって、規模の大きな家族ほど多くの耕地が配分され、男子の子供が生まれるとその家族は村の耕地に持分を増やし、死んだり村を離れるとその権利は共同体に戻る実質的な平等原理が制度的に保証されていた。

また、グラノットは調査と文献を基礎に〈共同体所有のムシャー〉を耕地の配分形態から二つの類型に分けて紹介している [Granott, 1952, pp. 225-227]。共同体所有のもとでは共同体のすべての成員が村の耕地に均等な被配分権をもつことが理想型とされるが、現実には実質的平等が必ずしも原則となっていない。第一の形態は、共同体の成員のうち農作業の能力のある男子に限って配分を受ける権利をもつものである。ここで農作業の能力というのは裸の人間労働の能力ではなく農具などの労働手段と結びついた能力であり、とくに最も重要な労働手段として評価されたのは役畜(雄牛)であった。乾燥・半乾燥地の麦作地帯における伝統的な農業技術では、耕起・耙耕・脱穀の基幹的作業に犁や耙を牽引する二頭の雄牛が使役され、雄牛はこれらの農作業に欠くことのできない役畜であった。このため、土地の配分を受けるには雄牛をもつことが条件となり、配分される耕作地の大きさは農作業の能力の大きさである成年男子と役

畜の数に比例したのである。耕地の定期的な割替えに際しては、まず村社会を構成する氏族の間で集団のもつ農作業の能力に応じて配分がおこなわれ、次いで各氏族を構成する家族（核家族）の間で配分がおこなわれた。

第二の形態は、村に居住する共同体成員のうち男子に限って村の耕地に配分を受ける権利をもつというウォリナーが示した事例に相応するものである。この土地の配分のシステムはズクル (zukur) と呼ばれているが、ズクルの語意が男であることから知れるように、文字通り男子であれば新生児から老人に至るまで労働能力の有無に関わりなく土地の配分を受ける権利をもち、氏族は構成する男子の数だけの土地の割当てを受けることになる。被配分権は氏族の権利としてではなく共同体の構成員である個人に属するものと観念されていたが、農業経営は個人ではなく家族を単位としていたため土地の占取主体は実質的には家族であったとあってよい。割替え慣行にもとづく耕地の配分にはくじ引きの方法がとられた。割当て地は男子の人口と村の耕作地の面積との関係で決まったから、農地として利用可能な未耕作地が不足する場合には人口の増加によって割当て地が零細化し、村の住民が貧困を共有するという結果を招くことにもなった。

この二形態はともに所有の主体が部族のような血縁集団にあり、定期的な割替えによって均等性が維持された。しかし20世紀における〈共同体所有のムシャー〉では、土地所有の主体は部族からより下位の集団である氏族、親族の集団に移っていたようである。村社会は一般に複数の氏族で構成され、氏族は村の土地に持分を保有し持分に応じて土地が分割されていた。したがって、氏族間で実施される定期的な割替えは土地条件の平等を維持する目的で継続していたに過ぎないものとしてあった。実質的平等をはかる目的をもった割替えは氏族の成員の間でのみ行なわれていたのである。このような土地所有の下位集団への移行は部族的統合力の低下を反映しているが、オスマントルコ政府が実施した土地の登記が氏族を単位として行なわれることが多かったこととも関連している。

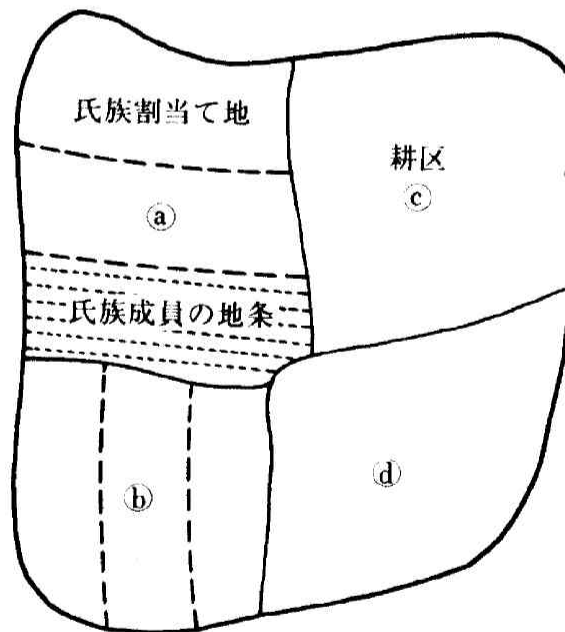
以上を要約すると〈共同体所有のムシャー〉は次の二つに類型的に整理でき

る。

- (1) 土地所有の主体は部族にあり村全体で実質的平等が計られる。氏族間では各氏族の成員の数に応じて土地が配分され、氏族内でも成員は均等に利用地が配分される。
- (2) 土地所有の主体は氏族に移行し、各氏族は村の土地に固定した持分をもつ。しかし、氏族内では成員は均等に利用地が配分される。

〈共同体所有のムシャー〉の村にみられる平等原理は耕地制度にも反映した。耕地の割替えは、まず村社会を構成する氏族の間で次いで氏族の成員間で行なわれるが、氏族間の配分に際しては、耕地の条件、たとえば土壌の肥沃度や灌漑水利の条件、集落への距離などに平等を維持する配慮がなされた。通常、村の耕地は条件の違ういくつかの耕区に区画され、氏族間の配分は耕区ごとに行なわれた [Warriner, 1966, pp. 74-75, Granott, 1952, pp. 225-227]。このため、個々の

第一図 ムシャー村の耕地概念図



- 耕区の境界
- - - 氏族割当て地の境界
- ..... 氏族成員の地条の境界

氏族は各耕区にそれぞれ一つの耕作地をもつことになり、各耕区に分散した氏族の割当て地が氏族の成員である被配分権者の間でさらに細かい地条に分けられた。この土地配分の方式を概念図化したのが第一図である。

### (三) 持分所有のムシャー

血縁的な部族・氏族社会を特徴づける〈共同体所有のムシャー〉は、19世紀には東アラブの乾燥・半乾燥地に広範に存在していたと想像されるが、20世紀前半には村の土地に対して農民個々人が固定した持分を私的に所有する〈持分所有のムシャー〉が次第に増加していた。定期的な割替えを慣行として残しながら農民が共有地に私的な権利としての持分をもつ *musha'a al-balad* と呼ばれている形態である [Granott, 1952, p. 234]。イランの砂漠を囲む乾燥・半乾燥地の農業地帯で1970年代に確認されたのもこのムシャーである。アナトリアでは、オスマントルコ政府が徴税の便宜性からムシャーの形態を認めなかったため19世紀にムシャーは存在しなかったとされている [Gerber, 1987, p. 77, p. 148]。しかし、東部アナトリアのカルス県では1920年代まで「耕地が共同で管理され3年ごとにくじ引きで利用地を割当てられる」割替え慣行をとる村があったことが確認されており、黒海のエレリ地方でも同様の事例が記録されている [Husrev, 1935, pp. 25-26]。

シリアでは、20世紀半ばには部族・氏族組織を残しながらも土地に対する権利関係は個別の家族に分解している場合が多く、農民の権利は私的な持分に変化していた。持分は、村の全耕地の一部を意味する *faddan* を基礎とし、たとえば1 *faddan* をもつという時には村の土地に対する全シェアーのうち1シェアーをもつことを意味していた。したがって、定期的な割替えが行なわれはしたが農民の持分は必ずしも等しくなく、持分が個人に帰属する権利であるため処分も可能であった。ただ、作物選択や土地利用、また村社会の秩序維持に全体による厳しい規制と制約があり排他的な私有権とは性格を異にしたから、譲渡も実際には外部者には認められず親族や村の内部に限られていた [Warriner, 1966, p. 76]。



〈持分所有のムシャー〉の一事例を、アントンが1950年代に調査したヨルダン北部のKufr al-Ma村にみることができる [Antoun, 1972, pp. 20-25]。この村は年間降水量が200ミリから400ミリの間を変動する半乾燥地に位置し、主作物である麦を2年1作で利用するこの地方に平均的な村の一つである。土地登記は1943年に委任統治政府によって実施され、交換分合と利用地の固定によって個別の地片が個人の名で登記された。しかし、登記以前には村の耕作地の4分の3はムシャーであった。村には3つの親族グループがあり、村の耕地はくじ引きによって毎年このグループ間で均等に3つに分けられた。次いで氏族の割当て地は持分権をもつ農民の間で細分配された。つまり、持分は個人が所有する権利としてある〈持分所有のムシャー〉の村である。20世紀半ばの時点では農民の持分は不均等であったが、これは個人に均等に持分が分けられてからかなりの時間が経過し、この間に相続や譲渡による権利の移動があったためである。アントンは、この村もかつては〈共同体所有のムシャー〉であったが、オスマントルコ政府によって登記が行なわれた際に、徴兵志願をした成年男子を対象に村の土地に持分が登記され、その後〈持分所有のムシャー〉に変わったのではないかと推測している。この持分は共有地に対する一定の割合で表現される相続可能な権利であったが、譲渡には規制が強かったために村の内部でのみ認められていたに過ぎず、3つのグループの間では均等な配分が続いた。また、耕地制度でみると開放耕地制をとり、休閑地の共同放牧が共同体的土地利用を特徴づけていた。つまり、Kufr al-Ma村の土地所有関係は、19世紀末か20世紀初頭に〈共同体所有のムシャー〉から〈持分所有のムシャー〉へ、1940年代に〈持分所有のムシャー〉から分割地所有へと、段階を経て移行した。この過程には商品経済化による農民の所有観念の変化が影響したことは確かだが、直接的な契機をなしたのはオスマントルコと委任統治政府による登記による土地権利の設定であった。

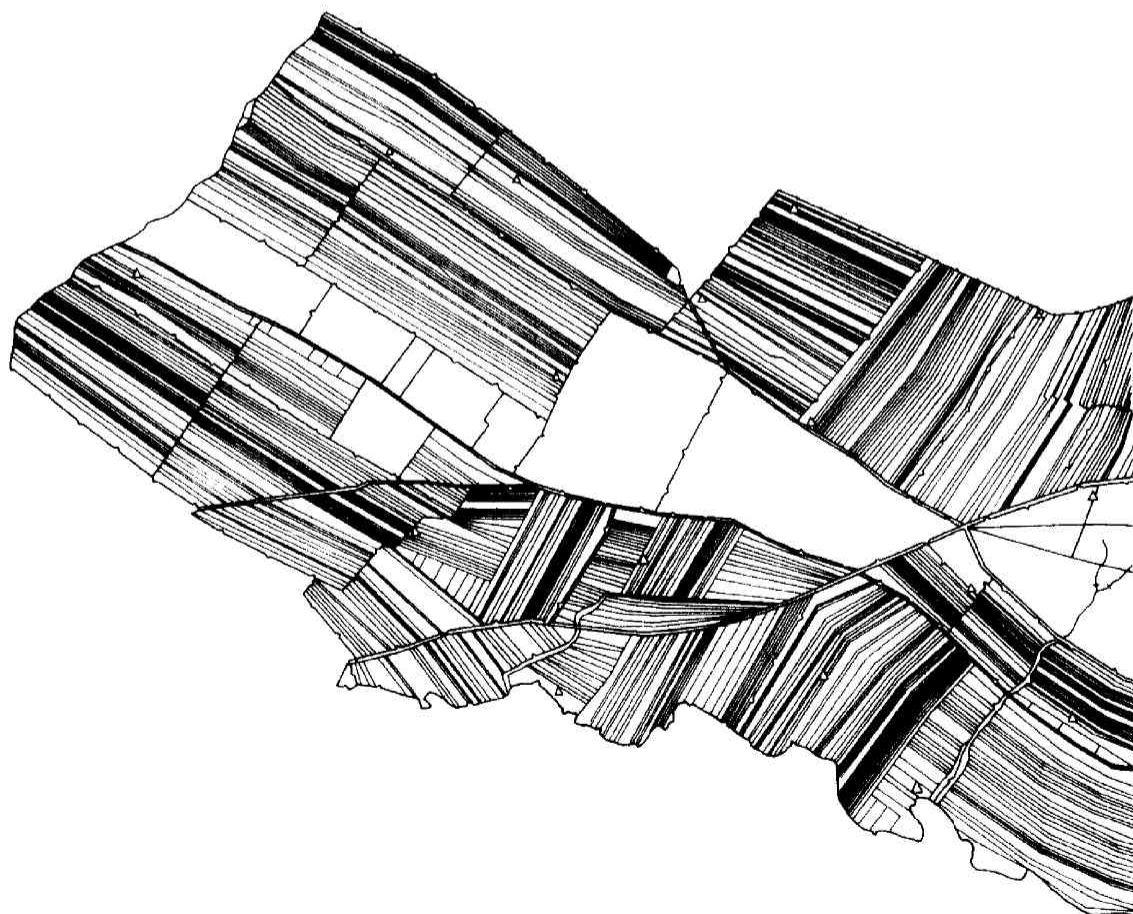
このように、割替え制も共同体成員の利用権を保証するものと、持分権が個人に属し持分間の質的平等を保証する目的をもったものとに区別され、前者から後者に、後者からさらに分割地所有へと移行するプロセスが、土地の登記作



業の過程で進行したのである。パレスチナとヨルダンでは、委任統治政府による土地の権利設定が1928年に始まり1943年までに全耕地の84パーセントに当たる40万ヘクタールが登記されたが、このほとんどがそれまでムシャードであったといわれている [Antoun, 1972, p. 23]。

〈持分所有のムシャード〉では、持分は農民の死によって子供に相続される。イラン南部では一般に一子相続であったが、東アラブではイスラム法の分割相続が一般的であり、このため持分は細分化され、また売買によって持分を集積するものも現われたため、不均等化する傾向がみられる [Himadeh, 1936, p. 57]。第二図は鳥瞰図でみた一つの事例である。地条は耕区ごとに色んな方向に引かれ、それぞれ長さは短いもので400メートル、長いものでは2,000メートルに達するが、その幅は狭いもので10メートルに足らず、持分の再分割によって零

第二図 パレスチナにおける土地分割の事例



細化と不均等化が進んでいたことが知れる。大きな区画をなしているのは数家族が共同でもつか豊かな家族の耕地である。

不均等性は分割地所有へ移行した村でより顕著となる。しかし、土地の登記後に分割地所有となった農民の耕地で再び持分保有の形態が生まれることがある。これは分割相続で複数の子供が相続する際に相続地を持分で共有する場合である [Granott, 1952, p. 234]。複数の相続者が共同して農業を行なうこともあったが、相続者の内の一人が農業に従事し他は農業を行なう権利を放棄する代わりに収穫に一定の取り分をえることもあった。例えば、南イラクでは 1940 年代に土地が個人の名義で登記されたが、その後の相続で兄弟、従兄弟による共有が生じ、時代が下がると親族による共有関係が複雑になったといわれている。一般には土地の分割が耕地の零細化を進めて自立的経営を困難とすることが共有関係をとる主な理由であり、持分権をもつ者の内の 1, 2 人がこの土地で農業を行ない、他は余所で就業し、収穫に一定の取り分を得るという形態である [Fernea, 1970, p. 94]。共有関係をとることで農地の零細化を避けるこの形態は今日でも西アジアの各地にみられる。

持分が所有権ではなく地主所有地における小作権である場合がある。グラノットが小作地の割替え制も広義のムシャーに含んだ、〈地主制下のムシャー〉に相当する形態である。東アラブでは、19 世紀から 20 世紀前半にかけて用益権（実体は所有権に近い）の登記が実施され、この際、地方の有力者や部族長の名義で登記されることが多かった。しかし、このことが即、村の共同体的な農業制度の解体を意味した訳ではなく、割替え慣行も継続し小作権は固定した耕地と結びつかないことが多かったのである。この一つの事例はシリアのユーフラテス川のアサド湖の下流域にある Shams ed-Din 村における 1974 年の調査で確認されている [Seeden & Kaddour, 1984, pp. 495-505]。この村は 64 年の農地改革までは地主所有の村であったが、小作地は農民の間で均等に配分され定期的な割替えが慣行となっていた。小作権農民の数は 14、個々の農家は五つの耕区にそれぞれ均等な地条をもっていた。耕区当たりの地条数は 14, 5 または 29 で、これは農民一人が耕区に一つないし二つの地条を分散して保有していた計

算になる。地条の大きさは土地の肥沃さによって差があり劣等地ほど大きい。主穀である小麦と大麦は1対2の割合で作付けられ、西アジアの乾燥・半乾燥地に一般的な農耕と牧畜が複合した農業を特徴とし、大麦は主として家畜の飼料として利用された。麦の刈跡地は耕区を単位に放牧地として開放され家畜の飼料を提供した。そして、冬には家畜は牧童によって山や大土地所有者の綿花プランテーションに移動する一種の移牧の形態をとった。割替えに際しては、各耕区毎にロープで簡単な測量が行なわれ、農民の利用地は条件に差が生じるのを防ぐためにくじ引きで割り当てられた。この地方では、こうした〈地主制下のムシャー〉が1960年頃まで広くみられたといわれている。

#### (四) ムシャー村における農耕方式

これまでムシャーを土地所有の形態や村の社会関係からみてきたが、割替え慣行がみられる地域には農業生産の技術の形態と耕地制度の面で共通点がある。言い換えれば、共同体的な社会関係を保証しこれを条件とする耕地制度や土地利用の方式がみられるところで割替え慣行が存在していたのである。ムシャーの村はそのほとんどが乾燥・半乾燥気候帯に分布していることを先に述べたが、この理由は、この気候条件に適合した伝統農法が共同体的制度を必要としたことにある。この農法の特徴を分かり易く羅列すると次のようである。

- (1) 農耕と牧畜の複合した農業である。農民は羊や山羊、また牛を半ば放牧、半ば舎飼いの方式で飼養している。その理由としては、周辺に貧困ではあるが草地があること、家畜生産が不安定な農耕を生活の面で保障すること、家畜の糞が畑の肥料として必要であること、の三つが挙げられる。
- (2) 主作物は麦類である。これは乾燥・半乾燥地では、降水量が少なくかつ雨は晩秋から春にかけての季節に降り、冬作である麦に適した農業生産の環境にあるからである。乾季である夏は作物生産に不適であり、夏作は灌漑農業が可能なところでのみ栽培される。麦の単作の場合、耕地は二年に一度ないし数年に一度の頻度で利用され、休耕の年には放牧地として利用される。これは土地の肥力を回復することと土壌の水分の消費を抑えるため

であり、肥力の回復には放牧された家畜の糞も有効な働きをした。

- (3) 耕地制度としては耕地規制の強い開放耕地制がとられ、また栽培作物と農作業のスケジュールは農民全体の合意で決められ個人の自由は存在しなかった。これは、家畜の飼料基盤としてまた耕地の肥力を回復するために休閑地を必要とし、農民の自由な土地利用が認められると放牧場が確保できないためである。細長い地条で放牧を行なうことは隣の地条の作物を食い荒す危険があり、休閑を一斉にとること、つまり農民の地条の集合である耕区を単位に作物を決め、休閑期には耕区を単位に放牧する必要があった。したがって開放耕地制が不可避であった。作付け循環が耕区循環をなし、小麦の収穫が終った耕区は休閑区として周辺の未利用地とともに羊と山羊などの共同放牧地として開放されたのである。

要するに、伝統的な農業の方式が全体に規制が強い共同体的な耕地制度を不可避としたのである。ある年の土地利用を第一図で説明すると、農民は各耕区にそれぞれ一つの地条（面積は均等であるとは限らない）をもちこれを利用するが、耕地規制によって耕区④では小麦、耕区⑤で大麦が作付けられ、耕区③と⑥は休閑地として共同放牧のために開放される。

これはあくまで概念型であり、夏作が作付け循環に含まれることもあり、地方によって多くの偏差があったと想定される。共同体の解体の過程で土地利用の形態も変容したであろう。しかし、いくつかの調査事例が示すように、伝統農法による農業が営まれたところでは開放耕地制は基本的に維持され、ムシャーもまたこの開放耕地制を条件としていた。定期的な割替え慣行は農業条件の質的平等をはかる制度であったが、村の土地を条件の違う耕区に区分して、耕作地を分散させる制度は開放耕地制の制度であったといえることができる。したがって、湿潤気候や山間部など農業条件の異なる地方では開放耕地制はみられず、割替え慣行も存在しなかったのである。また、分割地所有への移行は共同体的な土地利用の規制の解除を意味したから伝統的な耕地制度をも解体させる過程でもあり、この移行にはまた農法の変化を伴うことが多かった。

### (五) ムシャーの歴史的契機

共同体的な割替え慣行がなぜ西アジアで広範に存在したのか。この理由を自然条件と農業技術の水準に求めることは基本的に間違いではないだろう。年間降水量が200ミリないし400ミリの冬雨地帯にムシャーの村が分布し、水利開発による灌漑農業が発展する以前にはこの気候条件では冬作の麦類以外の作物の生産は難しかったし、飼料基盤からみると家畜生産は放牧方式が適合的であった。しかし、この農業生産の条件はムシャーの必要条件ではあったが十分条件とはならない。なぜなら、村の耕地を耕区に区分して農民の土地利用を規制する開放耕地制は必ずしも割替えを必要としなかったからである。同様の農業条件にありながらも中部アナトリアではムシャーの事例は少なく、東アラブでもレバノン山地や地中海沿岸地方には存在しなかった。また中世ヨーロッパの開放耕地制においも農民は個別の地条を私的に保有しており割替えは行なわれなかった。したがって、ムシャーの契機には別の理由が付加されなければならず、この点に関していくつかの説明がなされてきた。これを整理して列挙するとおよそ次の三つからなる。

- (1) 東アラブ地方では、ムシャーの村が主として分布するのはシリア砂漠を三日月状に囲む一帯であり、ベドウィン遊牧民の攻撃と略奪にしばしばさらされた地方である。村は安定性に欠き略奪が激しい時には村が放棄されることもあり、村社会は共同防衛のために団結し親族組織の結合が強められる必要があった。土地関係でいえば耕地に私的な権利が存在すると略奪の対象となり易く、村の維持には共同体所有や共有の状態の方がすぐれ、外圧に対抗するために共同組織が強められて土地所有に私的な関係が生まれなかった [Granott, 1952, pp. 215-16]。外圧という点でいえば遊牧民に限らず徴税請負人の過酷な徴税も同様の作用をなした。たとえば、19世紀末にシリア砂漠に隣接するホーランからハマに通じる幹線道路の東側に放棄された集落の跡が果てしなく続いていたと記録されているが、これは徴税請負人による誅求と遊牧民の略奪によって崩壊したものであったといわれている [Rafeq, 1984, p. 372, p. 390]。



(2) 確かにムシャーの村は砂漠に隣接した帯状の一带に分布し、遊牧民の略奪に見舞われやすい地帯であることは事実としてある。しかし、この一带は乾燥気候であることから当時の技術水準では集約的な農業生産が不可能な典型的な麦作地帯となっている。ムシャーの村はこうした劣等地に多いということを考慮すると、むしろこの厳しい農業条件が、農民の共同を必要としてムシャーを制度として残す契機となった。ムシャーの村は、年間降水量が少ない麦作地帯に分布しており、降水量の変動によってしばしば旱魃にみまわれ、村社会の維持が不可能となることもあった。こうした厳しい条件では農業社会を維持するために強い共同性が求められ、耕地の私的な所有は有効ではなかった。

この(1)と(2)に共通するのは、ムシャーの分布する地帯には村社会の維持と農業生産にとって条件が厳しく、この条件が強い共同性を不可避としたという点にある。土地の個別的な所有は適当ではなかったということである。

(3) 以上に対して、遊牧民社会における部族・氏族の血縁的な関係と土地配分の固有の方式が定住農耕社会に引き継がれたとして血縁的な社会関係を強調する見方がある。今世紀、遊牧民は定住化によってその数を減らし、今日の東アラブでは総人口の2パーセント程度を占めるに過ぎない [Beamant, 1976, p. 187]。しかし、19世紀の非都市社会では、遊牧と農耕の二つの生産の様式が拮抗して併存していた。農耕が古くから発達していたイランにおいてさえ19世紀の初頭に農耕民のほぼ半数の遊牧民がいたと推定されており [Abrahamian, 1982, p. 11]、東アラブではこの割合はさらに高かった。地域の不安定な政治や社会、また農耕にとっての厳しい気候条件はしばしば農耕民の遊牧民化を引き起こし、たとえばシリアでは社会の不安定化によって村の数が大幅に減少したといわれている [Rafeq, 1984, p. 390]。しかし、趨勢としては定住化の方向にあり、砂漠周辺の村の歴史は決して古いものではなかったといえてよい。このため、定住村は遊牧民の部族社会の諸特徴を強く残し、ムシャーもまた遊牧民社会の共同体的関係や諸制



度を反映したものとして理解される。例えばウォリナーは次のように述べている。「東アラブの穀倉ベルトでは、20世紀半ばにおいても共同体的なムシャーがみられたが、ここでは家畜とテントと生活用具が個人の財産、土地は部族の財産とみなされた。所有関係は遊牧民社会に起源をもち、沙漠の縁の半遊牧部族の共同体的な所有制度から地中海沿岸の村落における分割地所有の制度への移行の一段階を示している」[Warriner, 1966, p. 71]。村の社会関係に関する諸研究をみても、血縁的な緊密な氏族的関係を強調している点で共通している。村の住民は村社会を構成する氏族に帰属し、ゲストハウスをもつなど村の外部に対しては連帯して責務を果たした。農地も氏族ごとにまとまりをもち、その利用には親族の合意を必要としていた。したがって、ムシャーも氏族組織との関連で説明された。

しかし、遊牧社会を血縁的な部族共同体として一括して扱うことには問題がある。例えばイラン南部の遊牧民の場合、部族民が放牧可能な家畜の数に制限はなく家畜数の差による階層分化がみられ [Barth, 1964, p. 101]、所有関係は必ずしも一様ではない。また、遊牧民にとっての家畜は生産物であるとともに生活物資を提供する生産手段でもあるという二重の性格をもち、この点は定住社会の所有関係にも反映している。沙漠に隣接した農業地帯のムシャー村の所有関係は周辺部における遊牧社会のそれから類推することが可能であろう。

西アジアの遊牧社会の所有関係に共通する特徴を要約すると概略次のようである [Lewis, 1988, Johnson, 1974, Bath, 1965, Tapper, 1979 を参照]。

- (1) 土地の占取関係では、部族が一次的な占取団体である。部族長は一般に部族の代表者かつ指導者であるが、部族長と結びついた上級リネジの権限は非常に強い。慣行としては氏族はこの部族長から放牧地の配分をうけ、部族民は土地の配分を受ける代わりに部族社会の維持のための一定の反対給付が要求される。
- (2) 氏族は父系の血縁集団を基礎とした二次的な占取団体となり、遊牧や移動に行動をともにするのは一般にこの氏族かまたその下位集団である親族が単位となり、氏族の長は集団の代表者かつ統率者の位置にあり、放牧地

の割当てなどの役割をもっている。

- (3) 家畜の放牧は親族で共同でおこなわれる場合と集団を構成する家族（テント）を単位に個別におこなわれる場合とがある。親族は放牧地に対して権利をもつが、この権利は土地の占取権というよりも利用権といった方が適切である。
- (4) 家畜は生産物であるがまた生活物資を生産する手段でもあり、親族で共有されることも家族に帰属することもある。

以上の概念型からわかるように、遊牧民社会では土地に対する権利主体は重層的である。土地に対する所有の主体は部族共同体にあるが、部族長がこれに強い権限をもち、氏族は遊牧地に対する被配分の主体をなしていた。しかし、生産手段としての性格をもつ家畜は親族や家族に帰属したのである。

遊牧と農耕とでは生業の形態では異なるが、部族的関係を残した村の〈共同体所有のムシャー〉は権利関係で遊牧社会と強い近接性をもった。これは次の点においてである。

- (1) 土地は部族に帰属し、氏族は二次的な占有主体であってここに被配分権をもつ。
- (2) 部族長の権限は村にも及び、この権限によって村に対して請求権を主張できた。
- (3) 親族の成員の土地被配分権は必ずしも均等ではない。

この(3)に関しては、遊牧社会における家畜所有の関係と類似している。家畜は親族や家族を単位に放牧され所有されるが、家畜は生産手段としての性格をもち、家族が所有の単位をなす場合には家畜の所有数は家族の能力に対応していた。定住村においても家族がその規模と能力に応じて土地の被配分を受ける例を先に示したが、実質的平等は必ずしも原則とはなっていなかった。東アラブの〈共同体所有のムシャー〉に、男子成員すべてに土地の被配分権があるズクルの形態とは別に役畜である雄牛の所有数で計られる労働能力に応じて土地が配分された形態がみられたが、これに相応するものといってよい。

それでは〈持分所有のムシャー〉はどうか。〈共同体所有のムシャー〉からの

移行形態か、また地縁的関係の村落共同体における農業制度と理解すべきなのか。イランにおいては、後に述べるように16世紀にすでに確認された耕地共有制による村落共同体の制度であったのだが、東アラブでは、Kufr al-Ma村の例からも知れるように、部族的な血縁関係の強い〈共同体所有のムシャー〉からの移行の過程とする見解が一般的である。グラノット、アントン、ウォリナーなどの研究者はいずれも〈共同体所有のムシャー〉から分割地的土地所有への過渡的形態であることを示唆している [Granott, 1952, p. 213, Antoun, 1972, pp. 23-24, Warriner, 1957, p. 58]。すなわち、所有の主体が商品経済化と土地の権利を設定する土地政策によって共同体から農民に移行する過渡的形態と理解されている。また、所有権が村の外部者や村内部の有力者の名義で登記された時には持分は小作権の形態をとった。いずれの場合も割替え慣行は持分の質の平等性を維持する目的をもったものであった。開放耕地制が維持されたことで土地利用に農民全体の強い規制が存在していた。もっとも、先にみたように開放耕地制そのものは割替えを必ずしも必要とはしないのであり、東アラブでは血縁原理がなお強く働いたことから割替えが慣行として存続し、権利の登記にあたって個別の地片に権利を設定して分割地農民を形成することには多くの困難が存在したのである。

#### (六) 土地政策とムシャー

農業制度としてのムシャーはオスマントルコや委任統治政府の統治にとってどのように位置づけられていたのか。19世紀の東アラブは帝国の周辺部に位置する属領であり、部族長や封建的支配層が地方勢力化していたため中央の支配は都市の周辺を除いて間接的なものであった。帝国政府は、19世紀に入って西欧の政治的・軍事的圧力と「開国」にともなう経済システムの崩壊に直面し、支配体制の再編が当面の主要な課題となった。タンジマートの改革は、中心から東アラブにも及ぼされ、官僚組織による徴税と軍事制度などの近代化を通して支配の強化が試みられることになり、改革にとってムシャーは前近代的制度として改革の対象となった。

オスマントルコでは、都市や住居地域などを除く農業地、放牧地、未利用地は法制的にはそのほとんどが miri (国有地) とされ、農民は用益権をもつ国家の借地人とされていた。国家と農民の関係は、中央の官僚機構を通して直接的な支配・被支配の関係にあり、農民は徴税の主たる対象をなしていた。しかしながら、これは理想型であって18世紀から19世紀には官僚統治は十分に機能せず、東アラブでみると国家と農民との間には部族長や封建勢力が介在して地方の実質的な支配層をなし、徴税制度も徴税能力をもつ地方の中間的支配層を媒介とした徴税請負制が一般化していた。

中央集権の復活と近代化の試みは、したがって中間支配層を除去して国家と生産者である農民との間に直接的な関係を復活させて税の増収を計りかつ徴兵をスムーズに行なうことを意図するものであり、この政策の主要な柱となったのが1858年の土地法であった。「オスマントルコ帝国において、封建制の名残りがなお生きていた。国家は脆弱でその土地に対する権利は地方権力によって挑戦を受けていた。それゆえに、オスマントルコの法律は miri 地の保有者に厳しい制限を加え、保有者のあらゆる権利を正確かつ詳細に記録することによって国家の権利を強化することを目的とした」[G. Baer, 1969, pp. 67-69] といわれるように、この法律が目指したのは地方権力の権限が強まっていた miri 地に対する国家の権限を回復して、村の耕作農民を直接的に把握するために農民を個別の地片と結びつけてその用益権 (raqaba) を登記することにあつた。

しかし、miri は16, 17世紀にオスマン法の伝統にもとづく概念であり、近代的な国有地のそれとは相違している。果樹などの半永久的な作物の栽培が禁止されているものの農業に利用されている限り農民は権利を失うことはなく、相続、譲渡が認められた私的な所有地と大して差がなかったのである。また、ここに借地権の設定をすることも実質的には可能であつた [Warriner, 1966, p. 73]。つまり、土地法のもつ理念は、miri 地に対してこれを利用する農民に実質的には所有権に近い権利を認めてこれを登記し、介在する地方勢力を排して管理と支配を近代化かつ中央集権化することを目指すものであつたといつてよい。

この法律の施行には多くの困難をともなった。その一つは地方に既得権をもちまた部族組織によって村社会とも結びついていた支配層の存在であり、また一つには村における共同体的関係であるムシャーであった。中央政府の理念はしたがって文字通りに実行は困難であり、登記は部族長や封建勢力の土地への権限を保証する形で実施されることがとくに辺境ではみられ、また都市の周辺では都市の有力者が土地を取得するケースが多かった。シリアでは19世紀末に多くの村を所有する数十の家族が出現していたし [Issawi, 1988, p. 24], イラクでも部族長や地方の有力者の名で登記されることが多く、都市の商人も土地の権利を安い価格で手に入れたといわれている [Fernea, 1970, pp. 12-16, Gerber, 1987, p. 75]。20世紀半ばにおけるイラクの土地所有分布をみると、わずか3パーセントの所有者が全農地の70パーセントを占め、61パーセントの農民が劣等地に2.5パーセントの農地しか所有していなかったが [Hummadi, 1984, pp. 198-200], これは、農民の権利登記が有効に行なわれなかったことを示している。登記が大土地所有制を発展させる契機ともなったのである。

一方、農民による登記にはムシャーが弊害として立ちはだかった。毎年また一年おきにくじ引きで利用地が決まる割替え慣行が存在したために、耕作者を個別の地片に固定して登記することが難しかった。土地法では、国家が個々の農民を直接的に把握する上で障害になるムシャーの形態を認めていない。第8条は「土地の権利は、住人の全体また選ばれた一人ないし二人に対して認可することはできない。個別の地片は個々の住人に認可され、権利はこの保有権を示す個人に与えられる」としている [Warriner, 1966, p. 73]。村の土地を有力者の名義で登記することも村の農民の共同で登記することも認めていない。共同体所有や持分による共有の関係を解消し割替え慣行を廃止して農民を個々の地片の権利保有者とする事、換言すると分割地農民を創出することが追及されたのである。Bergheim は19世紀末に土地法施行と関連して次のように説明している。「パレスチナで最近の数年の内に導入され、精力的に強制されているオスマントルコの土地法は、住民の意志や希望に反して、古くからの法律や慣習(ムシャー)をすべて変えつつある。土地は帝国弁務官によって個々の地片に



分割されて村民に与えられている。彼らは個人で所有権を得て権利証書を受け取り、気にいった人には村のメンバーであろうとよそ者であろうとに自分の土地を自由に売ることができるようになった。……政府の目的はムシャールの古い慣行を崩すことにあり、村のコミュニティーの多くの抵抗があろうと、政府がこれを遂行することになれば上記の古い慣行は消えて忘れ去られるだろう」[Bergheim, 1894, p. 195]。

しかし、権利の登記は税負担の増大や徴兵の手段となるのではないかとの危惧から農民の抵抗に会い成功したとはいえない。シリアやパレスチナでは村の全耕地が村の一人ないし数人の有力者の名で登記されることが多かったといわれており、例えば、シリアの東部地方では多くのムシャール村の土地は一般にその住人の代わりに4、5人の名士の名前で登記された[Himadeh, 1936, p. 57]。したがって、土地の権利登記が東アラブにおける大土地所有制を生み出す主要因とはなかったが、ムシャールを廃止する契機とはならなかったのである。

オスマントルコの土地政策は基本点で委任統治政府によって引き継がれた。政府にとって支配の安定をはかることが土地政策の課題であり、このため、それまで境界があいまいでしばしば村の土地にまで権利を主張し社会不安の原因となっていた遊牧民部族の境界の確定が試みられ、村の農民に対しては土地権利の設定がなされた[Falah, 1983, p. 14]。パレスチナとヨルダンでは、1928年に準備作業がはじまり土地設定法によって土地の測量が済みしだい土地の所有権が確定され、作業は45年まで続けられた。

農民の権利登記に際して遭遇した困難はここでもムシャールであった。オスマントルコ政府が慣習法に逆らって失敗したという先例があり、持分による登記を認めるべきか、耕地を分割して分割地をなしこれを登記すべきかが問題となり、委任統治政府は地方によって違った形で対応した。パレスチナでは、分割地を登記し共有形態での登記は原則的に認めなかった。ヨルダンでは、共有地と分割地の双方において登記を行なったが、耕地共有制を廃止し分割地所有に移す努力も払われた。またシリアでは、ムシャールのままで登記することが多かったといわれている[Warriner, 1966, p. 77]。もっとも、すでに大土地所有が成



立していたところではその権利が保証されたのである。

このように、オスマントルコと委任統治政府の土地政策は、一つには部族長や地方の有力層による土地への権利が保証され、農産物市場の形成によって商業的農業に積極的対応を示した土地支配層の地主化が促され、また一つにはムシャーから分割地所有への移行を促し、東アラブにおける土地制度上の大きな変化を導く役割を果たしたのである。この過程で、村落におけるムシャーの形態は徐々に減少し、パレスチナでは、オスマントルコの末期に村のほぼ70パーセントが、イギリスの統治の初期には56%がムシャーであったのに対して、1950年頃にはほとんどのムシャーが消滅していた [Granott, 1952, p. 237]。ただ、東アラブ一帯で消滅した訳ではなく、シリアでは1930年代に乾燥・半乾燥地になお広くみられ (Himadeh, 1936, p. 59)、先にみたようにユーフラテス川流域では1960年頃まで分布していた。

地主制との関連でみると、農民は既存の土地の権利を失い小作料を地主に支払う小作農に転化した。部族地では部族長に所有権が保証され、部族社会の共同体的関係に地主・小作関係が入り込むことになった。共同体所有地における農民の利用権は借地権に変わり貢納は小作料に変化した。しかし、このことが村の共同体的な農業制度を即座に崩したわけではない。伝統的な耕地制度と定期的割替え慣行は維持され、〈地主制下のムシャー〉が過渡的形態として登場した。シリアやイラクの北部では、土地登記や金融的手段によって土地が集積され大土地所有が広範に被ったが、割替え慣行は廃止されないことが多かったといわれている。農耕と牧畜の複合した農業に適合した開放耕地制と耕作規制は農業技術の革新がなかったために地主制の下でも存続し、このため共同体的な社会関係は維持された。地主の性格面でいえば、農業生産に資本を投入することなく小作料や利子の取得以外に農業に関心を示さなかったことも挙げることができる [Warriner, 1957, p. 58]。つまり、地主の寄生的性格が共同体的関係を村に残す作用をなした。この地主が経営者として農業に積極的に関わり始めるのは、農業労働の編成替えを可能とするトラクターの普及と綿花を中心に農産物の国際価格が急騰する50年代に入ってからである。この頃から地主や商人に

よって農業への投資が盛んに行なわれ、旧来の地主・小作関係は桎梏と化し、企業的な農場へと構造変化を遂げることになる。このプロセスはイランにおいても同様である、ただ、イランでは農民的技術を必要とする労働集約的農業が営まれる北部の湿潤地帯と生産力が低く不安定な麦作の限界地を除くと、早期に地主経営の展開がみられた。商業的農業の展開を契機に20世紀前半期には、地主は農業へ資金を投入して伝統的な技術体系の下で経営者の行動をとったのである。この過程で村は徐々に地主経営の労働組織の場に変わっていた。注意すべきはこの地主経営においても割替えが慣行とされていた点である。ただ、共同体の平等の維持という機能は失われ、イランでは割替えは小作農が永小作権を失うにしたがって頻繁化したと言われており、農業制度としての割替えそのものが共同体的な制度から地主が小作農の権利の弱体化をはかる手段に変わっていた。したがって、共同体的性格を残した寄生地主の村と地主経営の労働組織の場に変質した20世紀半ばのイランの地主制の村とでは、形態では似てはいるものの農業制度はおよそ別のものであった。

## 二、イランにおける地主制の展開とムシャー

### (一) マルヴダシト地方の農業制度とムシャー

筆者は、1972年から74年にかけてイラン南部のマルヴダシト地方で村落社会と農業制度に関する調査を実施した。当時のイランは産油国として石油収入を経済開発につき込み、農地改革後間もない村社会は開発の波に巻き込まれて激しい変容の過程にあった。政府は生産力と社会制度の側面で既存の村落を経済発展の桎梏として認識し、資本主義的な経済発展に相応した農業社会の編成を目的とした政策を矢継ぎ早に打ち出していた。究極的には村落の解体が政策的に追及され、70年代後半になるとかなりの村がいわば囲い込みによって大農場に編成された。調査はまさにこの過渡期に実施されたのだが、ここでみたのは開放耕地制の耕地規制の下で均一な耕地を耕作し農民間で利用する地条を毎年くじ引きで決める割替えを慣行としていた農民の姿であった。住み込みによる詳細な調査を実施したのはわずかに二つの村に過ぎないが、同時に実施した

150 余りからなるこの地方の村の中からランダムに抽出した 11 の村の観察調査でもその全てがほぼ同様の農業制度をもつことが確認された。先に挙げたムシャールの類型でいえば、この地方の村は〈持分所有のムシャール〉に相当するものであった。

農地改革によって農民は小作農から土地所有者となった。しかし、分割地所有農になったのではなく、村の耕地は旧小作農の共有となり、村の耕地に対する持分の所有者となった。調査村の一つであるポレノウ村では 36 人の耕作権をもつ農民はそれぞれ村の土地に 36 分の 1 に相当する持分をもったが、これは割替え慣行によって個人の利用地が不明確で農地改革に際して土地が分割されず農民総体に譲渡されたためである。

ムシャール村は割替え慣行とともに農耕方式と耕地制度に共通した特徴をもつことを先に述べたが、マルヴダシト地方においても同様の特徴が確認できる〔詳細は、後藤、1979 年を参照〕。村の土地はその利用の形態から次の五つに大別することができる。

- a. 主穀である小麦と大麦、夏作の砂糖ダイコンや綿花が栽培される一般耕地
- b. 集落に隣接し野菜や牧草（アルファルファ）が栽培される園地
- c. 脱穀場
- d. 未耕作地
- e. 居住地区

このうち、定期的に割替えが行なわれたのは面積で九割以上を占める一般耕地である。ここでは耕地は四ないし八の耕区に分かれ、土地利用は耕区を単位にして麦の単作地で二年一作、麦と夏作の輪作地では一般に麦—夏作—休耕の三年二作である。作物は耕区を単位に決められるために作付け循環が耕区循環の形をとった。各耕区は持分をもつ農民の持分の数、また二人の農民が共同で作業する村ではその半分に相当する短冊状の地条に区分され、農民は各耕区に分散した地条に利用権をもった。つまり、一つの耕区で見ると、全体の耕作規制によってここに地条をもつ農民は同じ作物を栽培し、休耕地とする場合も耕

区ごとの休閑地となる。したがって、割替えは耕区ごとにおこなわれ、作物の作付けに先立って耕区は簡単な測量方法で持分数（またはその半分の数）に相当する地条に区切られ、次いで農民全員のくじ引きによって利用する地条が割り当てられる。全体の規制によって農作業の暦も農民全体の合意によって決められる。また、小麦の収穫が終った耕区は家畜放牧の共同利用地として開放される。この農耕方式と耕地制度は東アラブの場合と基本的に同じであるといつてよい。

これに対して、園地は集落に隣接していることが多く、面積は5ないし10アールと小さい。個人の利用区画は持分に応じて一般に均等に区分され、耕地片は個々の農民に固定され割替えは行なわれぬ。栽培する作物も規制はなく農民が自由に選択することができる。ただ、果樹などの樹木の植栽は認められていない。

脱穀場は通常居住区に隣接し農民が自由に利用できる共同利用地とされた。耕地の周辺にある未利用地も同様に放牧場として共同利用された。各農民が放牧する家畜の数に規制はない。

このようにマルヴダント地方の〈持分所有のムシャー〉は、共同体的な土地利用と結びついて成立する所有の形態であり、持分権は土地利用に様々な規制を受けるために排他的な私的権利とは区別される。

農民の持分は土地に限定されない。乾燥地において土地とともに灌漑用水が重要な生産手段をなしこれを利用する権利も持分権の一部を構成した。河川から分水される農業用水でみると、水利権は村に帰属するが、村に配分される用水に対して農民は持分に応じた量の水に権利をもった。ポンプ井戸を利用する村では、施設は共有財産となっている。したがって、この維持と利用は持分に応じた農民の義務と権利となっていた。湧水を利用する場合も同様である。灌漑の方式は、灌漑用水の絶対量が少ないために時間で輪番する番水の方式がとられ、個々の地条に引水する時間は持分比で厳密に計られた。

この持分権の性格をさらに仔細にみると、次のような特徴を認めることができる。

- (1) 持分は、村の土地と農業用水に対する個人に帰属する権利であり、相続や譲渡可能な権利としてある。しかし、全体の強い規制がかかり園地や水利権だけを切り離して譲渡することはできないし、一般には持分の譲渡そのものが村の農民の合意を必要とし、外部者への譲渡は実質的に不可能である。
- (2) 農民の持分はその質において等しいから、利用地の配分には平等をはかる工夫がみられる。割替え慣行もその手段であったが、耕区への区分も農民が優等地と劣等地といった土地条件に不平等が生じないための工夫の一つということができる。
- (3) 持分の単位は〈ガーウ〉と呼ばれた。これはもともと雄牛を意味する語であり、トラクターの導入以前には雄牛をもつことが農民の条件をなしていた。犁耕や耙耕に雄牛が利用されたが、農民はそれぞれ一頭の雄牛をもち、この能力で耕作可能な面積が耕地の最小単位をなしていた。そして、多くの村で農民は等しく1ガーウをもった。相続に際してガーウをさらに分割することや複数の相続人によって共有することは認められなかったから相続制度は一子相続であり、この点では東アラブとは違っている。
- (4) 村の運営と管理は農民全体で行なわれた。行政的には村会があり代表者として村長が選ばれる。農作業のスケジュールの決定は農民の総意により、割替えや番水のローテーションの決定にはくじ引きの方法がとられた。村長職には持分をもつ農民が選挙、被選挙権をもち、村によってはこれもくじ引きで選ばれた。したがって、ここでみられるムシャーには東アラブにおけるような血縁共同体の原理は希薄である。親族のつながりが婚姻や日常の社会関係に重視されてはいるが、村の共同体的社会を維持している原理は基本的には地縁的なものであるとよい。

東アラブのムシャーを検討した際に、この農業制度が存在した理由を部族社会の遺制である強い血縁関係と乾燥・半乾燥地における農業条件に求めた。そして、登記による土地の権利設定と商品経済化がムシャーを崩す契機となったことを述べた。しかし、マルヴダシト地方の村では、自然条件に共通項はある



ものの村社会における血縁原理は希薄であり、しかも村は都市を中心とした市場経済に完全に包摂され農民は自給部分を除く農産物を商品化していた。村の周辺には農業労働者を雇用して大規模経営を行なう農場があり、農業地帯を俯瞰すると伝統的な農業制度をもつ村と企業的農場がモザイクのようにして併存していたのである。このようにムシャーの村をめぐる経済的社会的環境は、20世紀半ばまでの東アラブとは異なり、したがって1970年代にムシャーが存在していた理由に別の要因を考慮しなければならないのである。

結論を先取りすると、70年代にイランの乾燥・半乾燥地帯でみられたムシャー村は、共同体的な村社会の特徴をもちながら、実は近代以前の村落共同体をそのまま現代に引きずってきたものではなかった。農地改革以前には地主制下の村であり、農産物の商品化によって利益を求めた地主経営において労働力を提供してきた村であった。歴史をたどると、19世紀後半以降イランでは封建制が崩れ、旧領主の地主化と都市上層による土地集積による新興地主層が登場した。この社会構成の変容は内外における農産物の商品市場の拡大を契機とした商業的農業の展開によるものであり、この過程で農民は弱い小作権をもつに過ぎない地主経営の雇農に性格を変え、村は地主による労働組織の場に徐々に編成されていた。しかし、一方で技術的発展がほとんどなかったために伝統農法は克服されず地主経営も伝統農法によって営まれ、村落共同体の農耕方式や耕地制度がそのまま地主経営に引き継がれた。つまり、当時の技術体系では農場制は余剰を生み出す有効な制度ではなく、村を単位に雄牛と結びついた農民の耕作能力に依存して農耕と牧畜の複合経営を行なう方がむしろ適格的であった。このため割替え制もまた維持されたのである。そして近代化政策の一環として農地改革が実施されると、土地の所有権は農民に移り地主経営が消滅することになったが、そこにかつての耕地制度と農耕方式をそのまま引き継いだ村落共同体と形式的には全く同じ村が登場することになった。70年代にイランにみられたムシャー村はこうした歴史過程を経て存在したものであった。このため、市場経済に包まれた今日的環境のなかで早期に崩れる運命をもったものでもあった。



## (二) 村落共同体

19世紀後半に地主制が発展を始めるまで、イランの農業社会は周辺部の部族地を除くと基本的に村落共同体であったといつてよい。地方の官僚や領主化した地方勢力は村落共同体を被う形で支配権を行使し部族勢力もまたこの上に支配力を及ぼしてはいたが、村落には一定の自治が維持されていたといわれている。サファビー朝ペルシア(16,7世紀)の時代の村を、ケンブリッジ大学の『ペルシア史』は次のように描いている。「すべての農民は村落共同体の構成員として同等の権利をもち、村落の土地の一部と自分の家、また共同放牧場と灌漑用水に利用権をもっていた。土地の地片は通常〈ジョフト(一対の雄牛)〉を単位に数えられた。ジョフトはまた一対の雄牛で耕することができる規模の土地をも意味し、すべての農民は一ジョフトに権利をもつことが確立された原理になっていた。村のジョフトはどれもできるかぎり同じ価値の収穫が得られるように設定され、地方によっては農民の間で等しい取り分を得られるように数年に一回、割替がおこなわれた」[Jackson, 1986, p. 492]。また、村落社会の組織をみるとキャドホダー(村長)は農民の合意によって選ばれ、村長を中心に村落秩序が維持された。また村長を補佐する村役としてリーシュセフィード(長老)がおかれ、さらに村のモスクの聖職者、畑・作物・家畜・村の土地全体を監視するダシトバーン(畑番)、灌漑に調整役を果たすミルアーブ(水番)が村社会の慣行を維持する機能を果たすものとして存在した。また、アブラハミアンは19世紀の村落を次のように記述している。「クルド、ルール、バルチスタンの村の中には遊牧民から定住して形成され遊牧の生活様式を放棄したが部族的な組織形態を留めるものがあった。しかしそれ以外は、キャドホダーを長に自治的な組織形態をもつ農民社会であった。村のキャドホダーは村のコミュニティーによって選ばれ、遊牧民のキャドホダーと類似の機能をもっている。大きな村では、彼はしばしばリーシュセフィードや村役人——キャドホダーの決定を指示するペイカール、ムッラー(聖職者)、村の畑・作物・家畜に責任をもつダシトバーン、ガナートの地下水路を維持するミルアーブ——によって補佐された」[Abrahamian, 1982, p. 20]。いずれも、農業方式と社会組織の面では1970年代のマルヴダシト

地方の村とあまり変わるところがない。

この村落共同体は自治的であり、村落を支配する官僚や領主層は村落を搾取はしたが村落共同体の秩序と抵触することはなかったともいわれている。19世紀の農村についての旅行者の次の記述もこのことを傍証している。「もし(村の住民の——筆者)大多数が村長を罷免することを決定すると、支配者さえもこれを妨げることはできない。ことは村人の中で調整され、会合を開いて話し合われる。多数が賛成すれば、権力は彼らの希望に対して抵抗できない。もし抵抗すれば人々はかれらの権利を主張して税を払わないだろう」[Burgess, 1942, p. 65]。この記述は19世紀には役人による誅求が激しく村民の逃散がしばしばあったという事実と矛盾するが、支配と搾取が村の自治そのものを否定するものではなかったことを示している。

### (三) 地主経営におけるムシャー

村落共同体の解体が始まるのが地主制の展開期であった。地主は国際的な分業化にイランが農業国として編成されはじめる19世紀半ば以降、農業余剰を商品化することに利害を強めた都市の官僚や商人層が土地集積を進める過程で登場し、中央集権化と交通網の発達にともなう国内市場の拡大が進む20世紀前半期に発展する。1906年の立憲革命後は土地の登記が進んで近代的土地所有権が国家によって保証された。この地主制の性格には地方性がみられた。生産性の低いドライファーマーミング地帯とカスピ海沿いの湿潤な米作地帯では一般に寄生的性格が強く、地主は農業生産にほとんど資本を投入することがなく、小作料と金融による利子取得に関心を示したに過ぎなかった。このため、村は共同体的な社会組織を比較的維持してきたといえてよい。これに対して、マルヴダント地方のような乾燥・半乾燥地の平坦部に広がる灌漑農業地帯では、地主は農業生産に資本の一部を提供して経営に積極的な対応を示すという特徴をもった。また農業に投資をしない場合には借地経営者が地主と村の農民の間に介在した。つまり、村は地主や借地経営者の経営組織の場としての性格を帯び、地主制の展開によって村社会の共同体的な関係は地主や借地経営者を頂点とし

た垂直的な関係に編成替えされた。農民の耕作権は弱体化して地主や借地経営者の請求権が強められ、共同体の伝統は弱まることになった。共同体的な村組織は、地主経営の労働組織として編成され、命令と管理のネットワークとして再編利用されて、農業の諸制度に村落共同体を引き継ぎながら生産関係ではまったく異質のものに変化したのである。

農地改革前夜の地主経営における地主・小作関係をみると、小作農の権利は著しく脆弱であった。一般に小作契約は口頭により文書化されることがなく、契約期間は短期で不安定であった。しかし、経営が村を単位としていたために小作権は地主の都合で解消されることは一般には少なく、子供に相続され、契約が解消されるときには慣行として何らかの補償がなされた [Lanbton, 1964, Hooglund, 1982, 大野, 1974 を参照]。地主の農民に対する請求権を列举すると次のようである。

- (1) 分益による小作料の徴収。小作料率は地方で異なるが、灌漑農業地帯では農民の取り分は小麦で3分の1前後である。
- (2) 地主直営地への労働力の提供。直営地は通常、果樹園からなり専属の雇農による場合と分益農民が従事する場合とがある。
- (3) 水利施設の維持、道路普請などの土木作業への労働力の提供。一年のうちの一定の日数無償ないし有償で労働力の提供を受けた。

ラムトンは、労働力提供を人身隷属による賦役であり、本来下賜地保有者また土地所有者が国王のために果たす奉仕とみなされたものが、次第に農民が土地所有者に課せられた奉仕に変化したものである、と述べており [Lambton, 1969, p. 332], 経済外的強制関係が存在していたことが示唆されている。しかし、20世紀半ばでみると地主と農民との関係は基本的には経済的であり、地主に対する農民の各種の労働力提供は農民の脆弱な小作権によるものといった方が正確である。では、なぜ小作権が脆弱で地主が高い小作料と労働力の賦課を要求できたのか、その経済的社会的な根拠はどこにあったのか。

第一点は、灌漑用水に対する地主の排他的権利と地主による経営資本の提供である。乾燥地・半乾燥地では土地は灌漑をおこなうことではじめて地代を生

む。灌漑用水はイランでは属地的なものではなく属人的なものであり、水利権を独占することで地主は強い請求権をもつことができた。水のほかに地主は種を提供し、村によっては役畜も提供した。イランには、農業生産の主要素を土地、水、種、役畜、労働に分ける五要素の概念があり、いずれもが農業生産に不可欠な要素をなしている。地主は、五つの要素のうち三ないし四を提供したことによって強い請求権と農業経営への発言権を確保することができた。

第二点は、農村における人口圧力である。20世紀前半に農村人口はほぼ二倍に増加し、小作権をもたない村民の数が増えていた。このため小作権の取得をめぐる競争が生まれ小作権の脆弱化を招いた。農民や非農民の地主への贈物が慣行化していたが、これは小作権取得のための賄賂としての性質をもっていたのである。地主による強い請求権は経済外的強制というよりは小作権の脆弱化にともなうものであったと見てよい。村は地主経営の場として自治を喪失させ、農民は雇農的性格を強めることになった。

こうした変化は村長の職務の変化からもわかる。村長は、村落共同体においては、共同体秩序を維持し村の外との関係を調整する村の代表者として職務をもっていた。しかし、地主制下では地主経営のための差配、地主の代理人に変貌した。大野盛雄がその実態調査からマーレキ（地主）はデヘ（村）から離れて、おもに都市に住みながらデヘを支配するために、デヘの中に一つの要にあたる機能を果たすものを置く必要がある。この役割を果たさせられているのが、デヘの農民の中からマーレキによって選ばれたキャドホダー（村長）である、と述べているように〔大野, 1971, 287-288 ページ〕、村長は地主と村社会の間に位置して、地主の村支配の要として地主経営における農民労働の管理者としての役割を担うようになった。この役割から村長はしばしば農民に対する強圧者に化した。

こうした変化は村長の選出の仕方にも現われている。地主制の成立以前には村長は農民の合意で決められるのが一般であったが、これが地主の指名に変わった。役職に対する報酬として生産物の農民の取り分のうち一定の割合（100分の1, または50分の1）が与えられたが、これは村役の取り分としての性格か

ら地主によって認められた村長の権利に変わり、この他に月極めまた年報で地主から報酬を与えられさらに自らの直営地をもつことが一般にみられた[Lambton, 1969, pp. 339-352]。村長は農民を管理し村社会を農業経営に合理的に組み込む要として位置づけられていたのである。

地主は通常都市に住む不在地主であり、差配を介して村を管理し経営をおこなった。差配には、村長と地主に雇われた村外者の出自を異にする二つのタイプがあった。村長は必ずしも差配であるとは限らないが、村長の中には地主に村の農業経営の監督指揮をまかされて差配の役割を担うものがある。いずれも地主と農民の間において地主の指示にしたがって農作業を監督指揮し農民の労働を組織する地主経営におけるマネージャーという性格をもったものといえてよい。灌漑農業ではかつてミルアーブ（水番）が番水の順番を決めて監視をおこなったが、地主制のもとでは差配がミルアーブを指揮した。ダシトバーン（畑番）も同様である。彼は畑番であるとともに収穫期には農民による横領を監視し分益による地主の取り分を集めて倉庫に入れて管理した。

要するに、地主制下の農民は地主の雇農に変容していたため、社会関係の点では村落共同体と全く別のものであった。岡崎正孝氏はテヘラン近郊のターレブアーバード村の調査から次のように結論づけている。「農民は、経営者によって土地・水・農機具・種子・肥料などの生産諸手段、それに住宅を提供され、経営者の指揮監督のもとに働いているが、この種の農民もカスピ海地方などにみられる純粹な小作人と区別されることなく分益小作農と称されている。しかし、かれらはなんらの生産手段も提供していないのみか、作物選択の自由も、また労働そのものにも自主性がなく、完全な農業労働者といわねばならない。ただ、収穫物は麦の場合農民の3分の1、綿については2分の1の比率で経営者と農民の間で配分されているが、これは労働の報酬がshare cropping制によって支払われているにすぎないのであり、かれらは実質的にはshare cropper 的賃労働者なのである」[岡崎, 1964, 94 ページ]。地主制下の小作農は、実質的には契約労働者として地主経営の労働組織に編成された農民であり、こうした性格をもった農民が居住する集落が村であった。



イランにおける地主は比較的規模が大きい。一ないし多数の村を丸ごと所有する地主はオムデマレキ、また一つの村が複数の地主によって所有される時この地主はホルデマレキと呼ばれ、一般には不在地主である。

ラムトンは大土地所有の形態をおおまかに三つに分類している。

- ① 一ヵ村ないし数ヵ村を所有する大土地所有の形態。
- ② 一人の地主がいくつかの村落でそれぞれ持分を所有する形態。
- ③ 一つの村が相続によって複数の地主により共有される形態。

(Lampton, 1969, pp. 270-271)

イランでは、先にみたようにカスピ海沿岸の湿潤地帯では地主・小作関係は定期借地関係にあり、小農の農民的経営を特徴としている。これに対して地主経営が展開した乾燥・半乾燥地帯では、地主が経営に積極的な対応を示した。①の場合、村の所有者である地主が経営者でもあり、村が経営の単位をなした。②と③は一つの村の土地が複数の地主によって所有され、ラムトンが地主所有におけるムシャーと呼んだ持分による共有の形態である。このため、各地主は小作料に持分に応じた取り分をもつことになるが、経営は村が単位をなし分割されることがない。この点で①と変わるところがないが、経営に関わるのは複数の地主のうち一人であるかまた第三者のモスタージェル（借地経営者）であるかのいずれかである。①でも地主が土地をモスタージェルに貸与することがあり、この場合、三分割制の一形態ということができる。したがって、地主的所有と経営の関係はおよそ次のように類型化される。

- (1) 一人の地主が村の土地を所有し、かつ経営をおこなう。
- (2) 一人の地主が村の土地を所有し、借地経営者が経営をおこなう。
- (3) 複数の地主が村の土地を共有し、地主のうち一人が経営をおこなう。
- (4) 複数の地主が村の土地を共有し、借地経営者が経営をおこなう。

ただ、この類型は開放耕地制と伝統農法を村の農業の基本的形態としている地方における比較的規模の大きな地主に限ってのことであり、分割された土地を所有し経営する小地主もまた存在していたことも注意する必要がある。

地主が村を単位にして所有した共有関係をとった理由には経営が村を単位

としていたためである。では、村がなぜ経営の単位とならざるを得なかったか。それは、伝統農法による農業の技術体系によって村落共同体の農業の諸方式を経営に踏襲せざるを得なかったためである。農業の技術的側面で見ると、地主制の時代にはトラクターの普及が始まる50年代まで基本的には発展がなかったといつてよい。このため、技術に規定された農業の諸方式はかつての村落共同体のそれと大きな違いはなかった。村は地主経営の労働組織として編成されたが、農耕と牧畜の複合した農業方式がとられ、耕地制度は一般に開放耕地制がとられた。小作農は均等に各耕区に分散した地条を利用し、休閑の耕区は共同放牧地として開放された。つまり、伝統的な農業の諸制度が地主経営の下でも生き続けた理由には、共同体的秩序が維持されていたためではなく農法発展を伴う農業革命を経過しなかったことにある。商業的農業の展開過程で地主の経営への積極的対応が進み、村はその労働組織の場として存在したが、低い技術と生産力水準のもとで村落共同体の農業の諸制度はそのまま地主経営の合理的なシステムとして機能したのである。

労働組織という点でいえば、サハラやボネと呼ばれる4人ないし8人による組単位の組織がイランの乾燥・半乾燥地に広くみられたが、割替え慣行も一つの機能を果たした。「概して農民の土地保有は短期的にも保証されていない。ましていわんや長期的にはなおのことである。農民がその一生を一つの村落で過ごしても、毎年のもしくは定期的な土地の割替えがくじによってなされるために耕作地は移動する。この割替え慣行は、フェールス、アゼルバイジャンの一部の地方、ホラーサンならびにケルマーンでとくに広くおこなわれていた」[Lambton, 1969, p. 299] のである。そして、この慣行は、商品・貨幣的および資本主義的関係の発達の結果として、農民が永小作権を失えば失うほどますます広く行なわれるようになったといわれている[バディ, 1972, 59-60 ページ]。農民の耕作地を移動することは耕地と農民の結びつきを弱め小作権の脆弱化に有効であり、割替えは地主が農民を収奪するための強力な武器ともなっていた。したがって、地主制のもとでは割替え制は共同体的制度としての側面をもつことなく、地主経営の労働力の編成の手段の一部をなし、小作農が個別の土地に既

得権をもつのを妨げる地主の意図によって踏襲されたものであった。

20世紀半ばにトラクターが導入されると、地主は農民から小作権を剥奪して農場経営に移行する動きをみせ始める。この段階で伝統的農業制度と結びついた地主・小作関係は地主にとって桎梏化しはじめる。機械化が労働組織の編成替えを可能とし、農地改革が制度面での地ならしをした。地主は近代的経営をおこなうことを条件に所有地の一部を継続的に所有することが認められたのであり、ここに労働者を雇用し農業機械化を進める近代的な大規模農場が成立することになった。

しかし、農民に所有権が移転した農地においては村落共同体を彷彿させる村を成立させた。農地改革の土地売買契約書は売手の欄に地主、買手の欄に農民の名が記される。マルヴダシト地方の事例でみると、地主が複数である場合には売手の欄に地主の名とその持分が、買手の欄には小作人の名が列記された。個々の地片が小作人に個別に売却されたのではなく、土地は複数の地主から複数の小作人に売却され、村の耕地は旧小作農の共有とされた。村の土地購入代金のうち農民は自分の持分に相当する部分を支払い、地主から共同で購入した土地の持分所有者となった。このことは、農業技術の発展がなかったために村落共同体から地主制の経営によって踏襲された農業の諸方式を持分所有の農民がまた踏襲することを意味した。地主制の時代には農業経営のシステムとしての農業の制度が、地主が去った村では、農民相互の共同体的関係によって共同と規制を要すると農業の制度として性格を変えた。言い換えれば、村落共同体の農業の諸制度を労働組織として踏襲した地主経営下の制度をそのまま残存させ、農民は共有地の持分所有者になったのである。地主制が廃止されてかつての「村落共同体」が再び姿を現わすことになった。永小作権が生じるのを避けることを意図した地主制下の割替え制は、ここでふたたび持分の均等を計る制度としての性格をもつものとなった。

以上から明らかなように、1970年代にイランの乾燥・半乾燥気候の高原平野の地帯に広範にみられた持分保有のムシャーは村落共同体の解体過程の残骸ではなく、資本主義的な地主経営の解体にともなう「村落共同体」の復活であっ

た。市場経済の真っ只中に生まれた「村落共同体」の寿命はしたがって短く、マルヴダシト地方ではほどなく割替え制を廃止し、土地利用の自由化による分割地農民へ移行の動きを見せ始めた。

## おわりに

割替え制は血縁的共同体から地縁的な村落共同体への移行過程において耕地共有制との関係でとられた制度である、というのが経済史における一般的理解である。しかし、検討してきたように、西アジアでは多様な農業制度で割替え制がみられた。遊牧民が定住した部族共同体や親族を核とした氏族共同体、耕地共有制をとる地縁的な村落において割替えは広く慣行となっていた。また、商品経済化が進んだ20世紀には、一般に農民の権利は私的な持分として譲渡可能な権利に変わっていたが、ここでも割替え慣行が続いたのである。さらに、大土地所有制が発展する時代にも広範にみられ、村が労働組織の場として飯場化していた地主経営では割替えはむしろ積極的にとられた制度でもあった。

割替えの意義としては、血縁的紐帯や共同体を維持する外的なまた風土的な条件を列挙したが、地主経営では割替えが農民の小作権の脆弱化を計る制度としてあったことを細かく検討してきた。つまり、時代によって制度のもつ社会的意味は大きく変わった。割替え制は農業の生産性という側面からみると本来、好ましい制度ではない。農場制はより高い収益性を保証するはずである。にも関わらず、商品経済化が進んだ70年代まで割替え制が生き続けたのはなぜか。それは、農業生産技術の低位性にあったとってよい。言い換えると、農法を転換する農業革命が起こらなかったことである。西アジアの主要な農業地帯である平坦な乾燥・半乾燥地帯では、農耕と牧畜が有機的に複合した伝統農法がとられ、これが土地利用方式と耕作の諸制度を規定してきた。地主経営もまた伝統農法を踏襲せざるを得なかったのである。この点に関しては別稿で詳しく検討することになるが、農法に発展がないままに伝統的な耕地制度と農耕方式が、多様な共同体や村落また地主経営における共通項をなし、割替え制を存続させることになったのである。

## 使用文献

1. Abrahamian, E., *Iran Between Two Revolution*, Princeton, 1982
2. Akcay, A., *Traditional Large Ownership and its Transformation in Two Southeast Anatolian Villages*, Ankara, 1985
3. Antoun, R. T., *Arab Village*, London, 1972
4. バディ, 「現代イランの農業関係」(『ユーラシア』季刊7), 1972
5. Baer, G., "The Development of Private Ownership of Land", in his *Studies in the Social History of Modern Egypt*, Chicago, 1969
6. Bath, F., *Nomads of South Persia*, London, 1965
7. Beaumont, P., *The Middle East: A Geographical Study*, New York, 1976
8. Bergheim, S., *Land Tenure in Palestine*, Palestine Exploration Fund, 1894
9. Burgess, C. E., *Letter from Persia*, New York, 1942
10. Byres, T. ed., *Sharecropping and Sharecroppers*, London, 1983
11. Falah, G., *The Role of the British Administration in the Sedentarization of the Bedouin Tribes in Northern Palestine*, Durham, 1983
12. Fatos, E., *Land Tenure and Rural Organization in Turkey Since 1923*, Michigan, 1956
13. Fernea, R. A., *Shaykh and Effendi*, Cambridge, 1970
14. Granott, A., *The Land System in Palestine*, London, 1952
15. Gerber, H., *The Social Origin of the Modern Middle East*, London, 1987
16. 後藤晃「イランの土地改革と農業社会の変容」(『東京大学東洋文化研究所紀要』第77冊), 1979
17. Hiadeh, S. ed., *Economic Organization of Palestine*, Beirut, 1938
18. Hiadeh, S. ed., *Economic Organization of Syria*, New York, 1936
19. Hooglund, E. J., *Land and Revolution in Iran 1960-80*, Texas, 1982
20. Hummadi, I. A., *Economic Growth and Structural Changes in the Iraqi Economy with Emphasis on Agriculture: 1953-1975*, Michigan, 1984
21. Husrev, I., *Turkiye Koy Iktisadiyati*, Ankara, 1934
22. Issawi, C., *The Fertile Crescent 1800-1914*, New York, 1988
23. Jackson, P. ed., *The Cambridge History of Iran*, Vol. 6, Cambridge, 1986
24. Johnson, D., *The Nature of Nomadism*, Chicago, 1974
25. Keddie, M. ed., *Continuity and Change in Modern Iran*, New York, 1981
26. Keyder, C. and Tabak, F., *Landholding and Commercial Agriculture in the Middle East*, New York, 1991
27. Khalidi, T., *Land Tenure and Social Transformation in the Middle East*, Beirut, 1984



28. Lambton, A., *Landlord and Peasant in Persia*, Oxford, 1969 (岡崎正孝訳『ペルシアの地主と農民』岩波書店)
29. Lambton, A., *Qajar Persia*, Oxford, 1987
30. Lewis, N. N., *Nomads and Settler in Syria and Jordan 1800-1980*, Cambridge, 1988
31. Lutfiyya, A. M., *Baytin : A Jordanian Village*, London, 1966
32. 大野盛雄『ペルシアの農村』東京大学出版会, 1971
33. 岡崎正孝「イランの農村」(『アジア経済』5巻2号) アジア経済研究所, 1964
34. Owen, R. ed., *Studies in the Economic and Social History of Palestine in the Nineteenth and Twenties Centuries*, Oxford, 1982
35. Ozankaya, O., *Social Life in Four Anatorian Villages*, in *Ankara Universitesi Siyasal Bilgiler Facultesi Dergisi*, Vol. 17 No. 3, Ankara
36. *Report of a Committee on the Economic Condition of Agriculturists in Palestine*, Jerusalem, 1934
37. Tapper, R., *Pasture and Politics*, London, 1979
38. ウォーラステイン『近代世界システム I, II』岩波書店, 1974
39. Warriner, D., *Land-Tenure Problems in the Fertile Crescent*, Issawi, C. ed., *The Economic History of the Middle East 1800-1914*, Chicago, 1966
40. Warriner, D., *Land Reform in Principle and Practice*, Oxford, 1969